議第 4 号

刈谷田川土地改良区 規約の一部改正について (案) 刈谷田川土地改良区規約の一部を次のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
刈谷田川土地改良区 規約	刈谷田川土地改良区 規約
第1条~第26条 (略)	第1条~第26条 (略)
第4章 業務の執行	第4章 業務の執行
(補助機関)	(補助機関)
第27条 この土地改良区に、次の委員会及び係を置く。	第27条 この土地改良区に、次の委員会及び係を置く。
一 維持管理委員会	一 維持管理委員会
二 総務係	二総務係
三 財務係	三財務係
四事業係	四事業係
五 刈谷田川地区委員会	_ ;
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
第28条~第59条 (略)	第28条~第59条 (略)
(開発、農地転用及び農振除外に伴う処理)	(農地転用等に伴う処理)
第60条 この土地改良区の地区内の農地等が、開発、転用及び農振除外される場	第60条 この土地改良区の地区内の農地等が転用される場

合において、<u>都市計画法第32条の規定による開発行為に対する同意、</u>農地法施行規則第30条第6項又は第57条の2第2項第3号の規定による意見及び農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の規定による意見は、開発区域の面積、転用団地の面積又は農振除外の面積が1ha未満のときは理事長、1ha以上5ha未満のときは理事会、5ha以上のときは総代会で決する。

2 (略)

2 (略)

附 則(令和2年 月 日の総代会で議決) 1 この規約は、議決の日から施行する。

令和2年10月14日 提出

刈谷田川土地改良区

理事長 河村則夫